

令和4年度第1回 鳥取県議会情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年7月15日（金）午後2時30分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 第1委員会室（議会棟別館3階）
- 3 出席委員 岸田和久 会長（オンライン参加）、
尾崎真理子 委員、衣笠克則 委員、
佐藤匡 委員、米田由起枝 委員
- 4 事務局出席者 鳥取県議会事務局 寺口局長、遠藤議事・法務政策課長、
松本参事、山田係長

5 会議に付した議題の内容

- (1) 会長の互選について
- (2) 令和4年諮問第1号について
- (3) 令和4年諮問第2号について
- (4) 令和4年諮問第3号について

6 会議の概要

(1) 会長の互選について

衣笠委員より、岸田委員を会長に推選する旨の意見があり、委員全員一致で岸田委員を会長とすることに決定した。

(2) 令和4年諮問第1号について

ア 事案の概要、諮問理由等について

事務局から、審査請求人が○年○月○日に行った、議会運営委員会における配付資料に関する開示請求並びにこれに対して同年○月○日に行った公文書の任意提供及び同月○日に行った公文書不存在決定について、事実関係の説明がなされた後、諮問理由（請求を棄却すべきと考える理由）について、諮問理由説明書を基に、①本件の資料は、あくまで議員が構成員である委員会を補助するために作成するものであって、議会事務局が主体となって作成するような資料ではなく、議会事務局職員が決裁を行ったという形で資料が残ることはないこと、②このような取扱いが文書管理規程などの何らかの規程に反することはないと考えられることの説明がなされた。

事務局の説明について、委員から次のとおり意見があり、質疑応答がなされた。
委員）先ほど説明いただいたとおり、議会事務局で意思決定がなされるようなものではなく、特に議会運営委員会についてそういうことは考えにくい。諮問の考え方で良いのではないか。

委員）審査請求人が請求している、本件の公文書の作成に至るまでの所属内での決裁過程が分かる文書について、そうした記録はそもそも無いのか。会議に何の資料を出すのかという選択をすると思うので、それがどうやって選択され提出に至るのか、全く何もないというのはよく分からないところ。そもそも情報公開の対象になる公

文書というのは、決裁されているかどうかに関わらず、あくまで組織として共用されていけば対象になるので、そのあたりについての考えを説明してほしい。

事務局) 具体的な事務について説明する。まずは事務局の担当職員が案を作り、上司と同じ席でそれを見合って、その場で口頭で協議を行う。そこで修正の指示があったものは資料を更新し、協議の際に使用した紙面の修正前の文書はそこで用を終えるため、廃棄する。そのため、上司との協議でこういう意見があつてここをこう直した、というような記録は残らない。そういう流れであるので、最終的な会議に出された会議資料の形式だけが結果的に残り、それ以前の段階のものは今回の委員会の資料作成の作業としては残らない類のもの。もちろん、事務の種類によっては、経緯を残していくことそれ自体が重要なこともあるので、そういうものは一定の期間保存して残していくということはある。このあたりは一般感覚としては役所のものだとは何でも当然残って整理されているという認識もあるかもしれないが、今申し上げたような形で、協議の中で取捨選択されて、その場で修正がなされ、以前のもものは意味をなさなくなるということで廃棄されるものも相当数あるというのが、事務の実態である。

委員) 協議の際に修正を指示された紙は廃棄されたとしても、パソコン内はどうなっているのか。

事務局) パソコン内のファイルは上書きで打ち換えて、前のデータは残らず、常に1つのファイルが残っていくことになる。修正する前のファイルもパソコン内にはあるのではないかと、という懸念は当たらないというのが実務上の姿である。

イ 審査請求人の口頭意見陳述の申立ての採否

事務局から、審査請求人より鳥取県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第26条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあつたことが説明され、申立てを採用するか否かについて審議を行った。

審議の結果、委員全員一致で、次のとおり次回の審査会開催日に口頭意見陳述を実施することと決定した。

- (ア) 審査請求人の意見陳述の時間は、諮問案件ごとに10分程度とする。
- (イ) 意見陳述終了後、委員からの質疑を行う。
- (ウ) 審査請求人から委員に対する質問は認めない。
- (エ) 口頭意見陳述は、非公開で行うものとする。

ウ 審査会による調査について

条例第25条の規定に基づく議長又は審査請求人等に対する調査の実施の要否について審議を行い、委員から次のとおり提案があつた。

委員) 先ほど事務局から説明いただいた実際の事務のことを踏まえた上での議論がこれまでできていなかったため、審査請求人としては文書があるはずだとおっしゃる

し、議長としては存在しないという立場で、そのあたりをきちんと審査請求人にも説明しないと、審査請求人の理解が進まないと思う。審査会の調査として、実際の事務の流れについての説明を文書で提出していただき、それを踏まえて審査会として検討するのが良いと思う。

この提案について審議の結果、委員全員一致で、審査会の調査として、議会運営委員会における配付資料の作成過程（実際の事務処理の流れ及び作成した文書（電子データを含む。）の管理方法）の説明を、鳥取県議会議長に対して意見書又は資料の提出という形で求めることと決定した。

エ 審査請求人等による意見書等の提出期限の設定について

条例第27条の規定に基づく意見書又は資料の提出について、提出期限を設定するか否かについて審議を行い、委員から次のとおり意見があり、質疑応答がなされた。委員）条例の条文上は、「審査請求人等」ということで、提出期限の設定は、審査請求人だけでなく議長も対象となるが、その点はいかがか。事務局）事務局としては、審査請求人と議長の双方にとっての期限ということにさせていただきたいと考えている。

審議の結果、委員全員一致で、審査請求人及び鳥取県議会議長による意見書又は資料の提出について、次回審査会開催日の前営業日までを期限として設定することと決定した。

（3）令和4年諮問第2号について

ア 事案の概要、諮問理由等について

事務局から、審査請求人が○年○月○日に行った、陳情書の提出に係る本人確認の簡略化に関する意見に係る開示請求の内容並びにこれに対して同月○日に行った公文書部分開示決定及び○年○月○日に改めて行った公文書部分開示決定及び公文書不存在決定について、事実関係の説明がなされた後、諮問理由（請求を棄却すべきと考える理由）について、諮問理由説明書を基に、①陳情書の提出に当たって本人確認が必要であることは議会の規程として明確に定めがあって、かつ、ホームページにも記載をして公開している事実であり、本件において送信したメールは、その内容を相手方に伝達するもので、このような事務手続についてまで決裁をとったことが分かる記録を残すことが文書管理規程上義務づけられているとまでは言えず、違法又は不当な点はないと考えられること、②「県民の声」制度は、県庁全体として統一のデータベースに県民の方からの御意見等を登録して対応を行うものであるが、必ずしもすべての意見等を登録するものではなく、個別の所属で所管している制度に関する問合せについてはその所管の所属で対応することも許容されるものであり、本件の審査請求人の意見を、県議会事務局で所管している陳情書に係る個別の要望ととらえて、県民

の声として登録はせずにメールでの返答という対応をしたのは、必ずしも違法又は不当とはいえないことの説明がなされた。

事務局の説明について、委員から次のとおり意見があり、質疑応答がなされた。

委員) ○月○日に議会事務局で受信したメールに関して、不存在決定通知書において、公文書を保有していない理由として、そもそも県民の声の対象外なので、県民の声の登録を前提とした公文書は存在しないことが記載されており、一方で、審査会に7月13日付けで審査請求人から提出された意見書では、昨年の○月から○月分の県民の声の中に、審査請求人の要望が掲載されているという記載があるが、この経緯を説明いただけないか。

事務局) まず、もともと審査請求人から請求のあった「県民の声」の対象であるという話は、先ほど申し上げたような県庁全体の「県民の声」のことを指していると考えている。こちらには○月○日の審査請求人の意見は登録しておらず、○月○日のメールでの返答を行った。一方、7月13日の審査請求人からの意見書に書いてある「議員に配られた県民の声」というのは、県議会事務局の方で、県庁全体の「県民の声」に登録された意見もされていない意見も含めて、「こういった県民の意見がありました」という一覧を、数か月に1回、議長名で議員の皆様へ資料として配っているもの。同じ「県民の声」という題名で混同しがちであるが、議員に示した方の文書に、実際に審査請求人からの陳情書の本人確認を簡略化してほしいという意見を掲載したものがあつたが、その文書を作成したのは○年の○月で、今回の開示請求があつたのが○年○月○日なので、この開示請求の時点では存在していなかつたため、公文書不存在決定通知書にはそのように記載をしたところ。

委員) 私はよく分かつたが、そのようなことがこれまで出てきた書面で全く記載がされていないので、また先ほどと同じく議論がかみ合っていないということが考えられる。先ほどと同様に調査という形で説明いただき、審査請求人とも認識を共通にできれば良いと思う。

委員) 審査請求人は、知事部局の方で少なくとも電子会議室は用いるということを主張している。もしそういう運用が知事部局の方でなされているのであれば、議会事務局の方でそういう手続きをなされているのかなされていないのか、そのあたりを明確にしたうえで文書がないことを説明していただいた方が良いと思うので、説明いただけないか。

事務局) 議会事務局だから電子会議室を使っていないというわけではなく、知事部局も同様だとは思いますが、事案によって、いただいた意見の性質によって、メールを担当レベルで返すのか、所属内で電子会議室を使って上司まで伺って返すのか、やり方が異なることは生じ得るものだと考えている。今回の件に関しては、先ほども申し上げたように、陳情書の提出というのは明確な規定があつてホームページでも公開しているような内容で、それを相手に伝えるような内容のメールであつたため、口頭での決裁で送信をした。

イ 審査請求人の口頭意見陳述の申立ての採否

事務局から、審査請求人より条例第26条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったことが説明され、申立てを採用するか否かについて審議を行った。

審議の結果、委員全員一致で、諮問第1号と同様の方法で、次回の審査会開催日に口頭意見陳述を実施することと決定した。

ウ 審査会による調査について

条例第25条の規定に基づく議長又は審査請求人等に対する調査の実施の要否について審議を行い、委員から次のとおり提案があった。

委員) 先ほど説明いただいた「県民の声」に関することがこれまで出てきた書面で全く記載がされていないので、調査という形で説明いただき、審査請求人とも認識を共通にできれば良いと思う。

委員) メール送信に係る電子会議室の利用についても、先ほど説明いただいた内容を踏まえて審査請求人にも理解いただきたいので、こちらも説明事項として加えていただければと思う。

これらの提案について審議の結果、委員全員一致で、審査会の調査として、①〇年〇月〇日に受信した電子メールの内容について「県民の声」の対象外である旨の弁明書における主張と審査請求人が提出した令和4年7月13日付意見書における主張とに食い違いが生じているため、その点についての主張の補足、②電子メールの送信に当たって、鳥取県議会事務局における電子会議室の利用の実態の説明を、鳥取県議会議長に対して意見書又は資料の提出という形で求めることと決定した。

エ 審査請求人等による意見書等の提出期限の設定について

条例第27条の規定に基づく意見書又は資料の提出について、提出期限を設定するか否かについて審議を行った。

審議の結果、委員全員一致で、審査請求人及び鳥取県議会議長による意見書又は資料の提出について、次回審査会開催日の前営業日までを期限として設定することと決定した。

(4) 令和4年諮問第3号について

ア 事案の概要、諮問理由等について

事務局から、審査請求人が〇年〇月〇日に行った、特定の裁決書並びに公文書部分開示決定及び公文書不存在決定の作成経過が分かる文書に係る開示請求の内容及びこれに対して同月〇日に行った公文書開示請求拒否決定について、事実関係の説明がなされた後、諮問理由（請求を棄却すべきと考える理由）について、諮問理由説明書を基に、①開示請求の対象とされた文書があるかないかを応答するだけで、特定の審

査請求に対する裁決があったか否か、また、特定の部分開示決定などの行政処分があったか否かを開示することになってしまうため、その情報自体が条例に規定する非開示情報に当たるということで、開示請求を拒否する決定をしたことに違法又は不当な点はないと考えられること、②たとえ本人に関する情報であっても、開示請求に対する応答は請求者が誰であるかに関わらず画一的に行わなければならないことの説明がなされた。

事務局の説明について、委員から次のとおり意見があり、質疑応答がなされた。
委員) 審査請求人から提出された最高裁判例によれば、今回は開示すべきだという件だと思う。他方で議会の方は平成16年東京地裁判決と平成17年東京高裁判決に基づいて、今回は開示できないという判断だと思うが、なかなかこの最高裁判決と東京地裁・高裁の裁判例をどう整理して良いのかというのが分かりづらい。ただ、最高裁が言っているのは、本人開示請求を許さない趣旨なのかどうかというのがポイントで、東京地裁・高裁の方は、本人による情報公開請求を許さない趣旨なのだとということになると思うが、今回の、鳥取県議会の条例を見ると、本人による情報公開請求を許さない趣旨かどうかということの説明がまだ十分に出てきていないのかなと思う。東京地裁・高裁のように丁寧に、本人による情報公開請求を許さない趣旨なのだと説明していただく必要があると思っている。私もこの裁判例をいろいろと調べてみたが、それを引用した法律雑誌などがなく、少し特殊な裁判例なのかなとも思う。

事務局) 弁明書の処分の理由に、本人情報の開示の可否という項目を記載しており、本人による請求だからといって特に開示するものではないということを説明しているが、これでは足りないか。

委員) 原則は条例において「何人も」と書いてあるので、本人であっても原則開示しなくても良いということになるという説明がここに書いてあるのだと思うが、問題はその後で、最高裁が言っているのは、原則はそうなんだけれども、本人による開示について、個人情報保護条例がないような場合で、かつ、情報公開条例の中でこれを禁止するような規定もなければ、これを本人情報であれば出しても良いという結論。ここで大事なものは、条例の制定の趣旨が本人であったとしても開示しないという趣旨なのか、それとも、禁止まではしていないという趣旨なのか、ということだと思う。

事務局) 条例の制定趣旨がどうだったかというところまでは、この場ではなかなかお答えするのは難しい。

イ 審査請求人の口頭意見陳述の申立ての採否

事務局から、審査請求人より条例第26条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったことが説明され、申立てを採用するか否かについて審議を行った。

審議の結果、委員全員一致で、諮問第1号及び第2号と同様の方法で、次回の審査

会開催日に口頭意見陳述を実施することと決定した。

ウ 審査会による調査について

条例第25条の規定に基づく議長又は審査請求人等に対する調査の実施の要否について審議を行い、委員から次のとおり提案があった。

委員) 本人情報の開示を許さない趣旨なのかどうかについては、鳥取県議会情報公開条例の趣旨がどうなのか説明がないと、最高裁の判断に基づいて見ていくしかないので、個人情報保護条例がない鳥取県議会においては、本人の情報を本人が請求してきた場合に、開示しないといけないという方向になってしまうのかなと思う。条例の趣旨や制定の経緯というのは、調査という形で説明いただくのが良いと思う。

この提案について審議の結果、委員全員一致で、審査会の調査として、鳥取県議会における個人情報保護に関する条例が置かれていない状況において、鳥取県議会情報公開条例が本人情報の開示請求を許さない趣旨か否か及びその根拠の説明を、議長に対して意見書又は資料の提出という形で求めることと決定した。

エ 審査請求人等による意見書等の提出期限の設定について

条例第27条の規定に基づく意見書又は資料の提出について、提出期限を設定するか否かについて審議を行った。

審議の結果、委員全員一致で、審査請求人及び鳥取県議会議長による意見書又は資料の提出について、次回審査会開催日の前営業日までを期限として設定することと決定した。

(5) その他

ア 次回の審査会について、8月2日(火)午後2時から開催することと決定した。

イ 事務局から、次回の口頭意見陳述の進行について、諮問事件3件について、意見陳述と、質疑を繰り返し行い、全て終えた後に審査請求人には退出いただき、その後、委員で内容について審議を行うという流れで進めて良いか確認があり、委員全員一致で了承された。